

# 石川県融資制度のご案内

## 1 地域商工業活性化融資

**【一般分】** **担保所定** **保証協会任意**

設備投資（工場・店舗・設備等）をする方（※）

使 途：設備資金（※）創業後6ヶ月以上の方も利用可。  
限度額：5千万円（特認2億円）  
期 間：15年以内（据置2年以内）  
利 率：年利1.80%（保証協会の保証付きは1.40%）

〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕  
年利1.95%（保証協会の保証付きは1.55%）  
※産学・産業関連連携支援分、子育て環境改善分、女性就業促進支援分は、年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）

〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕  
年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）

保証料：保証協会が定める率（0.41%～1.43%）  
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定  
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会の認定書を取得し金融機関

**【事業承継支援分】** **担保所定** **保証協会任意**

事業承継をする方（※）

使 途：事業承継に必要な事業資金（※）創業後6ヶ月以上の方も利用可。  
限度額：5千万円（特認2億円）（運転資金3千万円）  
期 間：設備15年以内（据置2年以内）  
運 転 5年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）

〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕  
年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）

※保証料、担保等、申込については、一般分または特別分と同じ

**【商業振興分】** **担保所定** **保証協会任意**

大型店の進出により影響を受ける地域に店舗を有する方

使 途：事業資金  
限度額：5千万円（特認2億円）（運転資金1千万円）  
期 間：設備15年以内（据置2年以内）  
運 転 7年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）

〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕  
年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）

※保証料、担保等、申込については、一般分と同じ

**【企業活性化支援分】** **担保所定** **保証協会任意**

新製品開発や販売促進などの前向きな取組をする方（※）

使 途：運転資金（※）創業後6ヶ月以上の方も利用可。  
限度額：3千万円  
ただし、一般分、商業振興分と併用する場合は、あわせて2億円の範囲内  
期 間：5年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.80%（保証協会の保証付きは1.40%）  
※保証料、担保等、申込については、一般分と同じ

## 6 小口融資

**【一般分】** **無担保** **保証協会必須**

従業員40人以内（商業・サービス業（※）は10人以内）の方

使 途：事業資金（※）宿泊業、娯楽業を除く。  
限度額：2,000万円  
期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.75%  
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）  
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須  
申 込：商工会議所・商工会を経由のうえ金融機関

**【特別分】** **無担保** **保証協会必須**

従業員20人以内（商業・サービス業（※）は5人以内）の方

使 途：事業資金（※）宿泊業、娯楽業を除く。  
限度額：2,000万円  
期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.70%  
保証料：保証協会が定める率（0.50%、NPO法人の場合は0.40%）  
担保等：原則無担保、無保証人、ただし保証協会の保証必須  
申 込：商工会議所・商工会を経由のうえ金融機関

**【当座貸越分】** **無担保** **保証協会必須**

一般分の対象者で、一定の財務要件を満たす方

使 途：事業資金  
限度額：5百万円（限度額）  
期 間：2年以内（更新可能）  
利 率：年利2.00%（変動金利）  
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）  
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須  
申 込：商工会議所・商工会の推薦書を取得し金融機関  
※残高が極度額の範囲内であれば何度でも借入が可能。

※小口融資（一般分、特別分、当座貸越分）及び小口零細融資（零細分）の利用合計額が2,000万円以内であることが必要です。

## 7 経営安定支援融資

**【一般分】** **担保所定** **保証協会任意**

売上が減少又は決算で欠損となる（見込み）の方（最近3ヵ月で10%以上又は最近6ヵ月で5%以上の売上減少）  
前期決算で税引後欠損又は今期決算で税引前欠損見込

使 途：運転資金  
限度額：8千万円  
期 間：7年以内（据置2年以内）  
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.15%、セーフティネット保証2号利用の場合は1.10%）  
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）  
セーフティネット保証2号利用の場合は0.50%  
セーフティネット保証5号利用の場合は0.40%  
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定  
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

**【再生支援分】** **無担保** **保証協会必須**

商工調停士又は中小企業再生支援協議会の再生支援チームの指導を受けている方

使 途：運転資金  
限度額：8千万円  
期 間：7年以内（据置2年以内）実情に応じ10年以内（据置2年以内）

**担保所定**……………担保については、金融機関の所定の取扱いとなります。  
**無担保**……………原則、無担保となります。  
**保証協会任意**……………保証協会の保証については、金融機関の所定の取扱いとなります。  
**保証協会必須**……………保証協会の保証が必要です。  
**NPO法人対象外**……………特定非営利活動法人は利用できません。

## 2 経営革新等支援融資

**【経営革新支援分】** **担保所定** **保証協会任意**

知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方

使 途：経営革新に必要な事業資金  
限度額：2億円（運転資金5千万円）  
ただし、ニッチトップ企業等育成事業の認定を受け、知事の推薦を受けた企業は、4億円（運転資金1億円）  
期 間：設備15年以内（据置3年以内）運転7年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）

〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕  
年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）  
※格差対策分として金利優遇措置あり（下表参照）

保証料：保証協会が定める率（0.60%）  
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定  
なお、ニッチトップ企業等育成事業の認定を受け、知事の推薦を受けた場合は、優遇保証制度あり。  
申 込：知事の承認を受けた経営革新計画を添えて金融機関（格差対策分については、加えて知事の認定書を添付）

**【海外展開支援分】** **担保所定** **保証協会任意**

海外での生産拠点の設置、販路開拓等を行う方

使 途：海外展開に必要な事業資金  
限度額：2億円（運転資金5千万円）  
期 間：設備15年以内（据置3年以内）運転7年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）

〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕  
年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）

保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）  
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定  
申 込：知事の認定書を取得し金融機関

## 3 事業転換支援融資

**【担保所定** **保証協会任意**

新たに異なる業種へ進出する方（事業転換・多角化）

使 途：事業転換・多角化に必要な事業資金  
限度額：5千万円（特認2億円）（運転資金2千万円）  
期 間：設備15年以内（据置3年以内）運転7年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.60%（保証協会の保証付きは1.20%）

〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利〕  
年利1.75%（保証協会の保証付きは1.35%）  
※格差対策分として金利優遇措置あり（下表参照）

保証料：保証協会が定める率（0.41%～1.43%）  
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定  
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会の認定書を取得し金融機関

※〔格差対策分〕  
①小規模企業、②不況業種又は③過疎地域に該当する場合は、次の金利優遇（年利1.00%が下限）

|         |      |      |      |
|---------|------|------|------|
| ①～③の条件を | 1つ充足 | 2つ充足 | 3つ充足 |
| 優遇幅（%）  | △0.1 | △0.2 | △0.5 |

利 率：年利1.20%  
〔融資期間が7年超の場合は当初から変動金利〕  
年利1.40%  
保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）  
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須  
申 込：商工会議所・商工会連合会又は（公財）石川県産業創出支援機構の推薦書を取得し金融機関

**【資金繰り支援分】** **担保所定** **保証協会必須**

県の制度融資等（※）（保証協会の保証付き）の借換をされる方（ただし、売上減少等の要件を満たし、経営安定関連保証の利用が可能なる方）

（※）令和6年3月31日まで、県制度融資以外の保証付融資を含む。

使 途：借換資金、追加事業資金（1/2以内）  
限度額：8千万円（特認2億8千万円）  
期 間：7年以内（据置1年以内）  
実情に応じ10年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.85%  
〔融資期間が7年超の場合は当初から変動金利〕  
セーフティネット保証1～4、6号利用の場合は1.95%  
セーフティネット保証5・7・8号利用の場合は2.05%  
保証料：セーフティネット保証1～4、6号利用の場合は0.80%  
セーフティネット保証5・7・8号利用の場合は0.70%  
担保等：担保は保証協会所定、保証協会の保証必須  
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

**【原油価格等高騰借換分】** **担保所定** **保証協会必須**

保証協会の保証付融資の借換をされる方（ただし、最近3ヵ月で3%以上の売上高又は利益率減少等）

使 途：借換資金、追加事業資金（1/2以内）  
限度額：8千万円  
期 間：15年以内（据置5年以内）  
利 率：年利1.85%  
〔融資期間が7年超の場合は当初から変動金利年利1.95%〕  
〔融資期間が10年超の場合は当初から変動金利年利2.10%〕

保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）  
セーフティネット保証1～4、6号利用の場合は0.80%  
セーフティネット保証5・7・8号利用の場合は0.70%  
担保等：担保は保証協会所定、保証協会の保証必須  
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関  
取 扱 令和6年3月31日まで

**【緊急経営安定支援分】** **担保所定** **保証協会任意**

売上高・利益率等が減少する方（最近3ヵ月で3%以上の売上高又は利益率減少等）

使 途：運転資金  
限度額：8千万円  
期 間：7年以内（据置2年以内）  
利 率：年利1.30%（保証協会の保証付きは1.00%）  
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）  
セーフティネット保証2・4号の場合は0.50%  
セーフティネット保証5号の場合は0.40%  
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定  
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関  
取 扱 令和6年3月31日まで

## 8 連鎖倒産防止・災害対策融資

**【担保所定** **保証協会任意**

取引先の倒産により代金等が回収不能となった方  
地震、火災、風水害等により被害を受けた方

## 4 創業者支援融資

**【無担保** **保証協会必須**

新たに中小企業者として創業する方（創業後1年未満を含む）

使 途：開業等の事業資金  
限度額：2,000万円（運転資金1,000万円）  
〔創業支援プログラム対象企業等の場合〕  
4,000万円（運転資金2,000万円）  
事業着手前の場合は、3,500万円（運転資金2,000万円）  
ただし、小口零細融資（創業者支援分等）との合計で4,000万円（運転資金2,000万円）以内  
期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.70%  
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.19%）  
創業関連保証・創業等関連保証利用の場合は、0.50%  
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須  
申 込：商工会議所・商工会の認定書を取得し金融機関

## 5 小口零細融資

**【創業者支援分】** **NPO法人対象外** **無担保** **保証協会必須**

新たに小規模企業として創業する方（創業後1年未満を含む）

使 途：開業等の事業資金  
限度額：2,000万円  
既利用の保証付融資残高を含め、2,000万円以内  
期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.70%  
女性・若者・シニア創業者支援分（女性・29歳以下又は、55歳以上の男性による開業）及び過疎地域創業者支援分は、年利1.50%  
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.34%）  
創業関連保証・創業等関連保証利用の場合は、0.50%  
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須  
申 込：商工会議所・商工会の認定書を取得し金融機関

## 移住創業者無利子化補助金

県外から石川県に移住し、対象制度を利用した方

対象制度：創業者支援融資、小口零細融資（創業者支援分、女性・若者・シニア創業者支援分、過疎地域創業者支援分）  
対象期間：H28.4.1～R7.3.31に対象制度を利用したもの  
補助金額：支払利子相当分の3年間分  
申 込：対象制度の認定を受けた商工会議所・商工会

## 5 小口零細融資

**【零細分】** **NPO法人対象外** **無担保** **保証協会必須**

業員20人以内（商業・サービス業（※）は5人以内）の方

使 途：事業資金（※）宿泊業、娯楽業を除く。  
限度額：2,000万円  
※既利用の保証協会の保証付融資残高とあわせて、2,000万円の範囲内  
期 間：設備7年以内（据置1年以内）運転5年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.70%  
保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.34%）  
担保等：原則無担保、ただし保証協会の保証必須  
申 込：商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会で認定書を取得し金融機関

使 途：経営の安定に必要な運転資金  
災害の復旧に必要な設備資金  
限度額：8千万円  
ただし、倒産事業者に対する債権額や災害の被災額の範囲内  
期 間：7年以内（据置2年以内）  
利 率：年利1.00%  
保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）  
セーフティネット保証1・4号利用の場合は0.70%  
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定  
申 込：金融機関（災害の場合は市町で証明書を取得し金融機関）

## 9 新型コロナウイルス感染症借換融資

**【担保所定** **保証協会必須**

県のコロナ関連融資（※）の借換をされる方（ただし、最近3ヵ月で3%以上の売上高又は利益率減少等）

（※）新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資を除く。

使 途：借換資金、追加事業資金（1/2以内）  
限度額：8千万円  
期 間：15年以内（据置5年以内）  
利 率：年利1.00%  
〔融資期間が10年超の場合は当初から変動金利年利1.15%〕

保証料：保証協会が定める率（0.13%～1.15%）  
担保等：担保は金融機関所定、保証協会の保証必須  
申 込：金融機関  
取 扱：令和6年3月31日まで

## 10 物価高騰対策等総合支援特別融資

**【担保所定** **保証協会必須**

物価高騰等の影響により、最近1ヵ月で5%以上の売上高又は利益率減少等

使 途：事業資金、借換資金  
限度額：1億円  
期 間：10年以内（据置5年以内）  
利 率：年利1.00%  
〔県のコロナ関連融資以外を借り換える場合は、1.85%〕  
〔融資期間が7年超の場合は当初から変動金利年利1.95%〕

保証料：免除  
担保等：担保は金融機関所定、保証協会の保証必須  
申 込：金融機関  
取 扱：令和6年3月31日まで

## 11 省エネ・脱炭素化推進緊急特別融資

**【担保所定** **保証協会任意**

省エネルギー化に向けた投資や再生可能エネルギー設備を導入する方（ただし、いしかわ事業者版/工場・施設版環境ISOの登録又は過去3年以内に省エネ診断を受けた方）

使 途：事業資金  
限度額：2億円  
期 間：15年以内（据置2年以内）  
エネルギー対策保証利用の場合は、10年以内（据置1年以内）  
利 率：年利1.6%（保証協会の保証付きは1.2%）  
〔融資期間が10年超の場合は、当初から変動金利年利1.75%〕  
〔保証協会の保証付きは1.35%〕  
※パートナーシップ構築宣言企業は△0.1%  
保証料：保証協会が定める率（0.33%～1.35%）  
エネルギー対策保証利用の場合は0.61%  
担保等：担保、保証協会の保証については、金融機関所定  
申 込：商工会議所・商工会の認定書を取得し金融機関  
取 扱：令和6年3月31日まで